関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用			
	［略］		
		［略］	
［略］			
［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］

ために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。			
	［略］		
		［略］	
［略］			
［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］

関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用			
	［略］		
		［略］	
［略］			
［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］

が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。			
	［略］		
		［略］	
［略］			
［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の廃止）

第二条　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）は、廃止する。

（電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下この条から附則第五条までにおいて「新施行規則」という。）第三条の十二の規定は、施行日以後に行われる電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。）第二条の十三第一項の規定による説明及び同条第二項の規定による書面の交付について適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

第四条　新施行規則第四十五条の十五の規定は、施行日以後に行われる法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明及び法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の規定による書面の交付について適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する廃炉円滑化負担金の額は、新施行規則第四十五条の二十一の十二第一項の承認を受けた同項に規定する廃炉円滑化負担金の額とみなす。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

第七条　この省令の施行の際現にその実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）に係る廃炉（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「新再処理法」という。）第二条第五項に規定する廃炉をいう。）の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下「対象発電事業者」という。）は、改正法附則第十条第一項の規定により支払う金銭の総額を未払廃炉拠出金として計上し、その額を費用として計上しなければならない。ただし、この省令の施行に伴って資産除去債務の取崩しを行う対象事業者にあっては、取り崩した額を当該費用から控除することができる。

2　対象発電事業者は、改正法附則第十条第一項の規定により金銭を支払ったときは、前項に規定する未払廃炉拠出金について、その支払った金銭に相当する金額を取り崩さなければならない。

第八条　この省令の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下この条及び次条において「旧解体引当金省令」という。）第五条第三項ただし書の承認を受けている対象発電事業者であって、第一条による改正前の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十二第一項の規定による承認を受けている者は、旧解体引当金省令第五条第三項に規定する要引当額に相当する額から前事業年度までに積み立てられた額を控除して得た金額として資産除去債務相当資産に計上している額を原子力廃止関連仮勘定のうち前条の規定により計上したものとする。

第九条　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定のうち前条の規定により計上したものについては、電気事業会計規則第二十八条の八の規定にかかわらず、この省令の施行の日の属する月から旧解体引当金省令第一条第五号の積立期間（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省令第十七号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する旧解体引当金省令第五条第六項に規定する通知があった場合には、直近の当該通知に係る期間）で均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

（改正法附則第十条第一項本文の規定による支払）

第十条　経済産業大臣は、改正法附則第十条第一項本文に規定する額及び同項本文に規定する日を定めたときは、速やかに、その旨を同項本文に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下この条及び次条において単に「実用発電用原子炉設置者等」という。）に附則様式第一により通知するものとする。

2　改正法附則第十条第一項本文に規定する額は、同項本文に規定する引当金の額を踏まえ、廃炉推進業務（新再処理法第十一条第一項に規定する廃炉推進業務をいう。次条第二項において同じ。）に必要な資金に充てるべき金額を勘案して定めるものとする。

3　第一項の通知を受けた実用発電用原子炉設置者等は、同項の通知（次条第二項による承認を受けたときは、同条第三項に規定する通知。以下この項において同じ。）に係る額の金銭を、当該通知に従い分割して、機構（新再処理法第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（同法第十三条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。）をいう。次条において同じ。）に支払わなければならない。

（改正法附則第十条第一項ただし書の承認の申請）

第十一条　改正法附則第十条第一項ただし書の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、附則様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請を受理した場合において、機構による廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められるときは、これを承認するものとする。

3　経済産業大臣は、前項の承認をしたときは、速やかに、附則様式第三の通知書により、その旨を当該申請をした実用発電用原子炉設置者等及び機構に通知しなければならない。